

## 実質化された豊北町大字滝部地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊北町大字滝部地区 (寺地集落(一部)) (大代集落(一部)) (大庭集落(一部))	令和4年2月28日	令和5年3月31日

## 1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	73.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.9ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体が6戸(うち4法人)おり、10年以内に耕作放棄されるおそれのある農地は無いが鳥獣害による被害が年々増大している為、防止対策を講じる必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・ 飼料作物、梨、お茶を主要作物と位置づけ農地を集積しているが、今後は有機肥料・減農薬等により栽培方法をより確率し、良品質で安心安全な作物の生産を行う。
- ・ 畜産農家において、飼養施設の増設等により計画的に飼養頭数を増やすとともに疾病対策もより強化し、育成期の生産量の安定の構築を図る。

## 4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

プラン内の農地利用について、中心経営体である認定農業者6経営体を中心に担っていくほか、新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
計	6経営体		63.0 ha 酪農 259 頭 肉用牛 131 頭 養鶏 31万羽		65.9 ha 酪農 270 頭 肉用牛 140 頭 養鶏 34万羽	

注1:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p><b>農用地の集積、集約化の方針※</b></p> <p>現状プラン内の8割以上の農地を担い手が集積されているが、今後耕作が困難となる自作地が発生した場合は、中心経営体もしくは地域外からの入り作や新規就農者を確保し管理する。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針※</b></p> <p>中心経営体が、近い将来借受けを希望している農地が2.9ha(4筆)あり、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。</p>
<p><b>基盤整備事業への取組方針※</b></p> <p>国営農地開発事業(豊北開拓建設事業)による農用の造成及び飲雑用水施設の整備を完了済みであるが、今後も付帯する基盤整備事業が生じた場合は、必要に応じ担い手のニーズを踏まえ活用する。</p>
<p><b>多様な経営体の確保・育成の取組方針※</b></p> <p>地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市、県及びJA等の関係機関と連携を図りながら担い手として受け入れ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p><b>農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※</b></p> <p>作業の効率化が期待できる防除作業及び土壌分析は、JAを中心とし関係機関の協力を得る。</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b></p> <p>飼料作物の土地利用型作物以外に、お茶の生産に取り組みながら生茶から抹茶への加工施設設備及び機械の導入を図る。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b></p> <p>行政機関の補助金等を活用し、集落ぐるみで侵入防止柵や檻の設置を行い捕獲体制の構築に取り組む。</p>